

# 子どもがふみだす ふくしま復興体験応援事業補助金交付要綱

福島県教育委員会

(趣旨)

第1条 県教育委員会は、新生ふくしまを担う子どもたちの生き抜く力を育むため、市町村や青少年育成団体等が実施する本県の子どもたちが主体的に取り組む復興に寄与する活動に対し、予算の範囲内において、子どもがふみだす ふくしま復興体験応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の要件等は、別表第2に定めるところによる。

2 補助対象者は、実施主体となる市町村や青少年育成団体など別表第1に掲げる団体とする。

(補助額)

第3条 補助金は、補助対象者が実施する補助事業に要する経費について、補助事業者に交付するものとし、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は県教育委員会が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号の別に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体概要書（第4号様式）
- (4) その他県教育委員会が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とする。

4 補助対象者は、前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 県教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、別に定める採択委員会の審査及び選定を経た上で、当該申請に係る交付決定（交付しないことの決定を含む。）を行う。

2 県教育委員会は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

3 県教育委員会は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、当該補助対象者に対して、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付を申請した者は、規則第8条第1項の規定により、補助金交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更とは、次のいずれかの場合とする。

- (1) 補助対象経費総額の20%以内の減額又は補助対象経費総額の変更を伴わない費目間の流用。ただし、いずれの場合も20%を超える費目の増減を伴う場合を除く。
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更。(別表第2の要件及び申請時の事業計画書から逸脱しないこと。)

(変更承認の申請)

第8条 補助対象者は、規則第6条の規定により、事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ(変更・中止・廃止)承認申請書(第5号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認するときは、変更承認通知書により通知する。

(状況報告)

第9条 県教育委員会は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、実施状況報告書(第6号様式)を県教育委員会が定める日までに提出しなければならない。

3 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了報告書(第7号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあつては、当該年度の翌年度の4月15日とする。)のいずれか早い期日までに、実績報告書(第8号様式)を提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 県教育委員会は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の趣旨及び第6条第2項の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に額の確定通知書により通知する。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助対象者は、前条に規定する通知を受けたときは、当該通知の受領後、速やかに補助金交付請求書(第9号様式)を提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

2 県教育委員会は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めるときは、補助金を交付する。

(補助金の概算払)

第13条 県教育委員会は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第10号様式)を提出しなければならない。

3 県教育委員会は、前項の書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、概算払を行うものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助対象者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第11号様式)を提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の返納)

第15条 県教育委員会は、補助対象者が第2条から前条までの規定に違反したと認める場合は、当該補助対象者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第16条 補助対象者は、補助事業の執行状況及びその収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間はこれを保存しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

別表第1（第2条関係）

<p>青少年 育成団体 等</p>	<p>福島県内に主たる活動拠点若しくは事務所を有し、地域において青少年育成活動に取り組んでいる、又は取り組もうとしている団体（市町村、国公立学校、PTA組織、特定非営利活動法人、子ども会、公益法人、学校法人、復興支援団体、任意団体、青年会議所、協同組合、民間団体や企業等）であって、次に掲げる要件に適合すること。</p> <p>(1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。</p> <p>(2) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。</p> <p>(3) 活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。</p> <p>(4) 定款、規約又はそれに相当する文書を有すること。</p> <p>(5) 継続的に活動を行う団体であり、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること、又は補助事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。</p>
<p>連携団体</p>	<p>青少年育成団体等と連携して事業を実施する団体等であって、青少年育成団体等と同様に上記の(1)～(5)に掲げる要件に適合すること。</p>

別表第2（第2条及び第3条関係及び第7条関係）

要件	<p>子どもたちの生き抜く力を育むため、自ら考え、判断し、行動を起こす復興を題材とした取組とする。また、事前事後を含む一連の学習による課題発見・解決に向けた主体的・協働的な学びとなる取組で、以下のいずれかの視点に係る事業とする。</p> <p>(1) 被災者や避難者、復興関係者、支援者等との交流活動等の取組</p> <p>(2) 地域の復興を考え、県内や他県等へ復興をアピールする取組</p> <p>(3) 地域の将来を見据え、地域活性化を实践する取組</p>
事業期間	<p>単年度とする。</p>
経費負担	<p>(1) 補助対象経費 人件費、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料</p> <p>(2) 補助率 補助対象事業経費の10分の8以内又は補助上限額のどちらか低い額とする。</p> <p>(3) 補助上限額 海外渡航費を除く1事業の上限額は300万円とする。ただし、事業内容が要件(1)のみの場合、上限額は50万円とする。また、海外渡航費の上限額は100万円とする。</p>